

10 利用料について

介護保険制度改定により、2015年8月利用分から負担割合証による負担割合（1割又は2割）になります。

◆◇下記の利用料金は6級地加算（奈良市は1単位=10,27円）で計算しています。◇◆

介護給付サービス

★ 通常規模型 通所介護費（7時間以上9時間未満）

	給付単位数	1回あたりの料金	（1割負担）	（2割負担）
要介護 1	656単位	6,737円	674円	1,348円
要介護 2	775単位	7,959円	796円	1,592円
要介護 3	898単位	9,222円	923円	1,545円
要介護 4	1021単位	10,485円	1,049円	2,097円
要介護 5	1144単位	11,748円	1,175円	2,350円

* 送迎サービス費用については、基本サービスに含まれていますが、送迎を実施しなかった場合は、片道当たり下記の費用を基本サービス費用から差し引きます。

★ 送迎未実施減算費用（基本サービス費用から減額します。）

	給付単位数	1回あたりの減額	（1割の場合）	（2割の場合）
送迎未実施減算 （片道当たり）	△47単位	△482円	△49円	△97円

★ 入浴介助費用（要介護1～5までの方が対象です。）

	給付単位数	1回あたりの料金	（1割負担）	（2割負担）
入浴介助加算	50単位	513円	52円	103円

* 一般浴または、機械浴での入浴サービスを実施した場合の費用です。

★ サービス提供体制加算Ⅰ（要介護1～5までの方が対象です。）

	給付単位数	1回あたりの料金	（1割負担）	（2割負担）
加算料金	18単位	184円	19円	37円

前年度（前年度4月～2月）の介護職員体制について、介護福祉士の占める割合が50%を超える体制であった場合の費用です。

★ 中重度ケア体制加算

	給付単位数	1回あたりの料金	（1割負担）	（2割負担）
加算料金	45単位	462円	47円	93円

利用者のうち、要介護3以上の方の割合が30%以上であり、看護・介護職員体制が基準より2.0人以上配置され且つサービス提供時間を通じて看護職員が1名配置する体制の場合の費用です。

★ 認知症加算（対象となる方のみ）

	給付単位数	1回あたりの料金	（1割負担）	（2割負担）
加算料金	60単位	616円	62円	124円

利用者のうち、中重度の認知症（ランクⅢ、Ⅳ又はM）の方が20%以上あり、看護・介護職員体制が基準より2.0人以上配置され且つ認知症介護専門研修修了者を1名以上配置し、認知症緩和のための計画を策定した場合の費用です。

★ **個別機能訓練加算Ⅱ**（要介護1～5までの方が対象です。）

	給付単位数	1回あたりの料金	(1割負担)	(2割負担)
加算料金	56単位	575円	58円	115円

利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練（生活機能向上を目的とした訓練）を適切な体制で実施した場合の費用です。

介護予防給付サービス

★ **介護予防通所介護費**（要支援1・要支援2の方が対象です。）

	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(1割負担)	(2割負担)
要支援 1	1647単位	16,914円	1,692円	3,383円
要支援 2	3377単位	34,681円	3,469円	6,937円

* 送迎及び入浴サービス費用は、介護予防通所介護費（基本サービス）に含まれています。

* 時間や回数については介護予防支援事業者が作成する介護予防ケアプランに基づきます。

★ **契約期間が1ヶ月に満たない場合**（介護予防通所介護費日割り計算分）

	給付単位数	1日あたりの料金	(1割負担)	(2割負担)
要支援1（日割り）	54単位	554円	56円	111円
要支援2（日割り）	111単位	1,139円	114円	228円

* 要支援1・要支援2の方の利用料が日額で計算される場合（下記以外は月額での利用料金となります。）

- 1) 月の途中から新たに利用を開始された場合
- 2) 月の途中で要介護状態区分（要介護1～要介護5）となった場合
- 3) 月の途中で当事業所との契約が終了となった場合
- 4) 短期入所サービス（介護・医療）を利用された月

★ **生活機能向上グループ活動加算**（要支援1・要支援2の方が対象です。）

	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(1割負担)	(2割負担)
加算料金	100単位	1,027円	103円	206円

★ **サービス提供体制加算**

	給付単位数	1ヶ月あたりの料金	(1割負担)	(2割負担)
要支援 1	72単位	739円	74円	148円
要支援 2	144単位	1,478円	148円	296円

* 前年度(前年度4月～2月)の介護職員体制について、介護福祉士の占める割合が50%を超える体制であった場合の費用です。

★ **介護職員処遇改善加算**（全ての方が対象です。）

* 加算される単位数は、一ヶ月あたりの総単位数に4.0%を乗じて得た単位数（四捨五入）

により算定されます。

- ◆◇実際の料金は端数処理で、上記の利用料金の合計と異なる場合があります。◇◆
- ◆◇生活保護受給の方は介護券により自己負担分の一部又は全額が公費支給されます。◇◆
- ◆◇社会福祉法人等減免制度により、自己負担分の一部が減額されます。◇◆

介護保険給付外サービス

★ 法定代理受領分以外の利用料

法定代理受領外費用	介護報酬告示額（全額）
-----------	-------------

* 要介護認定区分ごとの支給限度額外の介護サービス費については介護報酬告示額となります。（超過した単位数 × 10.27円（1円未満は切り捨て））

★ 要介護または要支援認定更新で非該当判定の場合の利用申し込みと利用料

- * 要介護および要支援認定更新で非該当判定となった方については、一定の要件でデイサービスをご利用頂くことができます。
- * サービス内容、利用料等は、【こがねの里デイサービスセンター自費サービス実施要綱】に基づきます。
- * ご利用にあたっては、別途契約を締結していただきます。

★ 食費

食費（昼食・おやつ）	1回あたり 680円
------------	------------

* 生活保護受給者の方は、食費を通常の料金の50%とします。

★ レクリエーション・教材費用

教養娯楽費	1日あたり 60円
-------	-----------

★ その他費用

理美容サービス	理髪店の出張による理容サービスです。 ★ヘアスタジオイマニシ（第1月曜） ★ウィンヘアサービス（第3土曜）	業者への支払いになります。 カット・・・1,000円（税込） カット・・・1,620円（税込）
レクリエーションや特別な行事費用	クラブ活動など、特別な行事等に参加される場合の費用（希望者の方のみ）	その他行事 実 費
特別な送迎	当事業所の実施地域外の方で特に送迎を希望された方に送迎を実施いたします。	実施地域を超えた地点から 1km毎 50円（税抜）
嗜好・補助食材に係る費用	当事業所をご利用の方でご希望の方はご利用になる事が出来ます。	ジュース（自動販売機）100円 ジュース（自動販売機）110円 喫茶 「虹」でのご利用料金 コーヒー 100円 紅茶 100円 チケット（1冊） 1,000円

日用品費	当事業所をご利用の方でご希望の方に提供いたしております。	バスタオル（1枚） 40円 タオル（1枚） 15円 タオルセット 100円 紙オムツ（1枚） 100円 紙パンツ（1枚） 80円 パット（1枚） 20円
------	------------------------------	---